

なくす会ニュースレター

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5
Tel048-844-8972 Fax048-844-8973
E-mail : nakusukai.01@saitama-k.com
<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

第13回通常総会報告

6月24日（金）10時30分より、さいたま市の浦和コミュニティセンター第13集会室において第13回通常総会を開催しました。当日は、団体・個人正会員、傍聴を含め58名が出席し、「2015年度事業報告、活動決算」「定款変更」「役員選任」の3議案は賛成多数（第2号議案・定款変更の件は表決権数の4分の3以上の賛成）で承認されました。

※表決権総数133個中、実出席34個、委任4個、書面81個 計119個（採決時）

総会は、理事会から推薦された青柳則子さんの司会で開会し、議長に個人正会員の満尾直樹さんを選任しました。議事録署名人に個人正会員の山下則子さん、高橋雅之さんを選任、書記に活動委員の菅さん、若林さんを任命しました。



▲主催者挨拶：池本理事長

主催者挨拶 会を代表して池本誠司理事長から「今年は埼玉消費者被害をなくす会としても重要な一年となります。差止から救済へ大きく制度が広がろうとしています。10月に被害回復制度の法律が施行されますが、検討委員会でもチームを立ち上げ準備を進めています。佐賀、岡山にも適格消費者団体ができ、現在14団体となっており、さらに関東でも目指す団体が増えています。なくす会は地域に根差した活動を大切にしており、地域の消費者団体と一緒に活動するスタイルに非常に興味を持っています。今年度から消費者被害防止サポーター事業という埼玉県で取り組んでいる活動を受託することになりました。仲間を増やしていく大きなチャンスです。行政となくす会の連携が必須の課題となっています。協力しあっていく関係を広げていきたいと思っています。皆様にもより一層のご協力と参加をいただきたい。」との挨拶がありました。



▲来賓挨拶：
山本消費生活課長

来賓挨拶 埼玉県県民生活部消費生活課 課長山本様から「県としても、なくす会の特定適格消費者団体の認定に向け、支援していきたいと考えています。非常に期待しています。平成28年度は、県としても非常に大切な節目の年であると考えています。5年に一度見直しをしている、埼玉県の消費生活に関する基本計画の策定作業をしています。県行政だけでできることは少なく、いかに消費者団体や地域の方々と手を携えていくかが大切であることに気づかされます。今年度からなくす会への委託事業として拡大していく、消費者被害防止サポーター事業がうまく回り、地域の中で皆が助け合っていくことで被害防止などにもつながればと思っています。」とのお挨拶をいただきました。

議案審議 議長より、表決権数を満たし本総会が成立していることが報告された後、岩岡宏保専務理事より第1号議案「2015年度事業報告、活動決算」、第2号議案「定款変更」、第3号議案「役員選任」の提案、関口多恵子監事から監査報告がありました。その後、採決を行ない、第1議案、第3号議案は賛成多数、第2号議案は表決権数の4分の3以上の賛成で承認されました。

報告事項 第1回理事会の開催後、岩岡専務理事より2016年度の理事会体制が報告され、検討委員23人、活動委員28人(公募20人・団体推薦8人)が紹介されました。続いて「2016年度の事業計画と活動予算」を報告した後、活動委員3名による「2015年度活動委員会の活動報告」を行ない、総会を終了しました。



▶活動委員会報告

総会記念講演

「携帯電話をめぐるトラブルの現状～電気通信事業法改正を踏まえて～」

講師：長田 淳 氏 (弁護士)

《概要》

電気通信事業法が改正され、5月21日に施行されました。携帯電話のトラブルに関する相談は高止まりしており、埼玉県の相談件数のうち13,335件と、28.2%を占めています。料金体系が複雑で、知らない間にサービス利用料が徴収されているという相談も多くあります。



今回の改正は、契約内容がわかりにくいことや苦情に対する会社の対応への不満、販売代理店の不正や不適切な販売などの問題がなくなることへの対応として、消費者保護に目を向けた改正になっています。しかし、法改正はまだまだトラブルの防止に不十分な点があります。個人が解決するのは難しい問題であり、利用者、消費者が声を上げていくことが重要です。適格消費者団体として、消費者にとっての不利益を減らすために感度良く対応していかなくてはと思っています。

事務局長コラム～消費者被害防止サポーター活動推進事業について～

消費者被害防止サポーター活動推進事業は、2009年度から埼玉県の事業として始まりました。現在、200数十人のサポーターが登録されています。これから5年間で、消費者被害防止サポーターを全県で700人規模、全市町村に各5人以上を目指しており、2016年度から、埼玉消費者被害をなくす会が県の委託事業として取り組んでいきます。

高齢者などを狙った悪質商法が多発しています。地域での見守りや啓発活動を担う消費者被害防止サポーターを養成し、市町村や自治体、福祉部門などとも連携し、消費者被害を未然に防止したい、身近にできることとして、近所で、点検商法・次々販売・マルチ商法など「ちょっといつもと違うな」と気付いたら「188に電話で相談してみたら・・・」と声をかけられる人を増やしていきたいと考えています。

2016年度は、午前午後2時間ずつの4時間(一日)の養成講座を20人規模・8会場で開催します。養成講座修了時にサポーター登録を確認させていただき、登録者を対象に、一日4時間×4日間のフォローアップ研修を年間2回実施します。4日間全ての参加がお勧めですが、何日間か選んで参加されても結構です。また、サポーター自身の適性に合わせた取り組み(街頭キャンペーン・出前講座講師・寸劇・ニュースレター作成など)として、活動の場を市町村行政のバックアップも得ながら進めていきます。

参加回数を重ねることで、サポーター同士の「つながり」を深めていきましょう。一緒に学び活動することを通じて、地域での見守りの輪が広がり、さらに、地域で新しい「消費者グループ」が出来ていくと良いと考えています。

岩岡宏保

なくす会この間の主な差止請求関連活動報告（2016年6月～7月）

現在までに書面による事前の差止請求を行なった事案 ※詳細はなくす会ホームページを参照ください

業種 (事業者名)	問題とした 主な不当条項	成果・経過等
(株)ピーシーデポ コーポレーション (パソコン販売・ 修理・買取事業) 【継続中】	サポートサービスの 解約について	損害賠償額の定め、サポートサービスの解約月の定めについて、規定の改定、条項の削除を求め3月に行なった消費者契約法第41条に基づく事前の差止請求に対し、平成28年8月を目途に規約を改定するとの回答を受領しており、直ちに訴訟提起は行わないとの判断で、事業者との面談実施を含め、継続して検討を行なっています。
(株)NTTドコモ (電気通信事業) 【継続中】	請求書発行に関する 料金支払い義務 についての約款変 更	2016年7月、(1)無制限な約款変更権の定めは、一般消費者にとっては消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項として消費者契約法第10条が適用される、(2)利用者との間で請求書の発行を無料とする合意が形成されていたにもかかわらず、これに手数料を定める条項は、変更権の限界を逸脱するものとして消費者契約法第10条により無効として、消費者契約法第41条に基づく事前の差止請求を行ないました。

申入れを行なった事案、その他主な進捗状況

(株)ピーシーデポ コーポレーション 【継続中】	【景品表示法】 スマートフォンの 機種変更時に、表示 料金ですべてのサ ポートサービスが 受けられると誤認 させる広告表示	2016年6月、サービスを利用できるための限定条件としての表示である、「指定のトータルサービスへの加入、別途契約事務手数料がかかる」「3年間の契約であり更新月以外の解約の場合には契約解除料がかかる」などが、価格を安くする旨の表示と比較して著しく小さな文字で表記されていることは、景品表示法に違反する優良誤認に該当するとして、使用停止、もしくは適切な表示への修正を求め、「申入れ」を行ないました。同月、8月を目途に改善する予定との「回答」を受領しました。
互助会 【継続中】	中途解約時の解約 払戻金について	改定規約の送付を求めていたところ、2016年2月に受領し「回答書」で規約改定後の解約払戻金の表が従前のものに戻っていたため、6月、互助会契約約款における解約時の手数料に関する条項の使用停止、もしくは修正を求めて「申入れ」を行ないました。
インターネット プロバイダー 【継続中】	インターネット契 約・電話勧誘につい て	改正電気通信事業法のガイドラインに沿って対応するとの回答後に改定された規約の内容について、検討を行なっています。

※ 特定適格消費者団体の認定に向け、検討チームによる業務規程の変更についての検討を行なっています

★ この間の主な会議 ★

第6回理事会（5/27）、第6回検討委員会（5/27）、
第13回通常総会・第1回理事会（6/24）、検討委員会促進会議（6/28）
第10回活動委員会（5/19）、第11回活動委員会（6/8）



あなたのカード情報、大丈夫？

～不正使用の現状と対策～



日頃便利に使っているクレジットカード。ところが、セキュリティ対策が不十分なPOSレジをねらった不正アクセスにより情報が漏えいすることも！

例) 漏えいしたカード情報を利用して偽造カードが作られたり、ネット取引で「カード番号+有効期限」を入力して不正に使用されることが！

セキュリティ対策の問題点、不正使用の現状、不正に使用されないようにするための対策などを学びます

2016年 8月29日 (月) 10:00~12:00

講師：池本 誠司氏 (弁護士・なくす会理事長)

浦和コミュニティセンター第13集会室

JR 浦和駅 東口徒歩1分 (浦和パルコ上 コムナーレ 10階)

駐車場 あり (有料)

定員 80名 (要申込み)

TEL 048(844)8972

FAX 048(844)8973

参加費無料

会員募集中です！寄付金での活動支援もお願いします

正会員 (団体、個人)、賛助会員 (団体、個人) としてなくす会の活動を支えていただける団体、個人の方がいらっしゃいましたら、是非ご紹介ください。

年会費=団体正:1万円、個人正:3,000円、団体賛助:3,000円、個人賛助:1,000円

活動趣旨にご賛同いただける方からの寄附金も広く受け付けています。

一人でも多くの皆さまからご支援・ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

振込先：埼玉りそな銀行 浦和中央支店 普通 No. 5098908

(特非) 埼玉消費者被害をなくす会



商品事故・契約トラブルにあった時は、支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！

◆埼玉県消費生活支援センター (埼玉県生活科学センター内) TEL 048-261-0999

◆全国共通 消費者ホットライン TEL 188 (いやや!) (0570-064-370)